

総務局

行政運営のイノベーションの推進と危機対応力強化

「財政ビジョン」を土台とした、持続可能な市政運営の実現に向けて、職員一人ひとりの意識改革や、DX、協働・共創等によって、新たな行政運営への「創造・転換」を図る「行政運営のイノベーション」を推進します。

また、市民の皆さんの安全・安心を守るため、自助・共助を中心とした地域防災力の向上と危機対応力の強化に引き続き取り組みます。

1 局の施策

○ 組織の最適化と職員の能力・役割発揮の最大化

「行政運営の基本方針」や「横浜市人材育成ビジョン」を踏まえた、すべての職員が意欲と能力を十分に発揮できる組織的かつ計画的な人材育成を推進します。

○ 行政サービスの最適化

「行政運営の基本方針」に基づき、行政イノベーション、施策・事業評価制度、経費適正化等を推進します。

○ 地域防災力の向上と危機対応力の強化

町の防災組織の活動支援や市民防災センターの活用など、地域における自助・共助の意識啓発により災害に強い人づくり・地域づくりを推進します。

また、関係機関等と連携した訓練等を通じ自然災害への備え等様々な危機対応力を強化します。

2 局組織運営の考え方

○ 現場との一体感を意識して、各区局に対して適切なサポートを行います。

○ 若手職員の意見を吸い上げ、業務の効率化と適正な遂行を図りながら、活力に溢れる組織づくりを進めます。

また、日ごろから業務上のリスクについて話し合い、一人ひとりがリスクの軽減に向けて主体的に行動します。

○ 長時間労働是正に向けたマネジメントにより、職員の心身の健康管理や働きやすい職場環境づくりを進めます。

法規審査

■政策法務（法制課）

横浜市独自の政策・事業を実現するために必要な法システムについて調整等を行っています。

■法規審査（法制課）

条例等の議会議案及び規則等の重要な文書の審査や横浜市の事務事業の遂行に伴って生じる法律問題の処理を通じ、法令に即した適正な行政の実現を図っています。また、市政に関する訴訟等の進行管理を行っています。

■行政手続条例等の運用（法制課）

横浜市行政手続条例及び行政手続法に関する事務についての総合的な調整など、行政手続の適正な運用に努めています。

■行政不服審査制度の運用（法制課）

行政不服審査法及び横浜市行政不服審査条例に基づく審査請求に関する審査手続など、行政不服審査制度の運用を行っています。

コンプライアンスの推進

■コンプライアンスの推進 （コンプライアンス推進室）

コンプライアンス推進体制

公正な職務の執行及び適正な行政運営の確保を図るため不正防止内部通報制度、特定要望記録・公表制度、内部監察制度、行政対象暴力対策等、コンプライアンスに関連する制度を運用しています。また、時代や社会情勢に即した制度運用を行うため、副市長を委員長とするコンプライアンス委員会や外部有識者から選任したコンプライアンス顧問により、各制度の点検・評価を実施しています。

職員行動基準

職員が業務を遂行するに当たり、よりどころとなる規範として「横浜市職員行動基準」を平成19年12月に策定し、令和2年度に一部の項目を改定しました。

「職員一人ひとりが行動基準に基づき、自ら考え行動する」ことを目標として、より一層のコンプライアンス意識の浸透を図ります。

事務処理ミス・事件事故等の再発防止

事務処理ミス・事件事故等が発生した際に、各区局における再発防止に向けた事務の点検・改善等の取組を支援するとともに、全庁的な対応が必要な課題については、関係区局と連携して取り組んでいます。

内部統制制度の推進

地方自治法に基づき事務の適正な執行を確保するため、令和2年4月に横浜市内部統制基本方針を策定、全庁的に内部統制を推進しています。

令和3年度からは内部統制評価報告書を毎会計年度作成し、監査委員の審査意見を付して議会へ提出、公表しています。

人事・研修

■人事・組織管理（人事課）

現在、本市では、戸籍や税などの窓口サービスのほか、福祉・保健医療、環境改善、都市基盤整備、経済振興、教育文化などの分野で、約4万3千人の職員が市政に従事しています。

市民満足度の向上のためには、職員一人ひとりが意欲と能力を高め、自信とやりがいを持って働くことを通じて市役所全体の活力を生み出すことが重要です。

そのため、職員の意欲や能力、実績に応えられる人事給与制度を推進するとともに、人事異動・人事考課・研修を効果的に連携させた人材育成体系のもと、引き続き様々な取組を進めていきます。

職員の採用・異動

横浜市職員の採用は、法律に基づき、原則として競争試験等により行われています。

令和5年度の職員採用者数は、事務系385人、技術系155人、医師・医療技術系38人、技能系118人でした。

障害者の雇用にも積極的に取り組んでおり、令和4年6月現在の障害者雇用率は本市全体では2.53%、市長部局では2.73%となっています。

また、人材育成・能力活用の観点から人員配置を行い、公務の能率的な運営や職場の活性化を図るため、令和5年4月の定期人事異動では、4,597人の異動を実施しました。

職員の服務管理

職員の義務と責任については、地方公務員法等で定められています。本市では、職員一人ひとりが法令や条例等を遵守し、公務を公正かつ公平に行うこと、公務外においても横浜市職員としての自覚と誇りをもって行動することを求めています。

組織機構

本市の組織機構については、日常の市民生活に密着したきめ細かい施策展開や市政全体にかかる緊急・重要な行政課題への的確な対応が可能となる執行体制の整備を図るとともに、既存体制の徹底した見直しを行っています。

また、行政の果たすべき役割の再検討、施策・事業の最適な実施主体・手法の選択など、効率的・効果的な執行体制の構築に向け、令和5年度も引き続き、政策・財政・運営の緊密な連動を図るとともに、社会情勢の変化等に応じた機動的かつ効果的な組織編成を推進しています。

職員定数の管理

職員の定員管理にあたっては、効率的・効果的な執行

体制を構築していくことはもとより、市民の皆さんのニーズや意識の変化を踏まえ、重点政策課題などに機動的に対応できるよう、的確に人員をシフトしていく必要があります。

市民満足度向上や費用対効果の観点から、各施設・事業の最適な実施主体あるいは実施手法を選択していくことを前提に、引き続き適正な管理を進めていきます。

■勤務条件（労務課）

職員の給与等の勤務条件については、地方公務員法により民間の実態や国の事情等を考慮するなどして、決定することになっています。横浜市でも、この地方公務員法の趣旨に基づき勤務条件を決定しています。

■福利厚生（職員健康課）

公務が適正かつ能率的に遂行されるためには、職員が健康で安心して積極的に職務に専念できる環境が必要です。このために、地方公務員法、労働安全衛生法等の趣旨にそって、職員の福利厚生、安全衛生管理、公務災害補償の適切な実施に努めています。

■職員研修（人材開発課）

人材育成にあたっては、職員一人ひとりの意欲と能力を高めることで、組織力を高め、市民サービスの向上につなげることが重要と考えます。

そのため、「人材こそが最も重要な経営資源」であることを念頭に、求められる職員像である「ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員」の育成を目指し、研修を実施しています。

表1 市職員現在員数

令和5年4月現在

	合 計	局 長 級 計	局			部 長	課 長	係 長 級 計	課 長 補 佐	係 長	経 営 責 任 職 合 計	一 般 職 合 計						
			局 区 長	室 長	担 当 理 事							事 務	技 術	医 務	技 能	教 育	消 防	一 般 職 合 計
横 浜 市 合 計	43,089	67	48	5	14	358	1,137	3,421	693	2,728	4,983	9,609	3,530	1,505	4,939	15,294	3,229	38,106
技 監	1	1	1								1							
危 機 管 理 監	1	1	1								1							
CIO補佐監(※1)																		
CISO補佐監(※2)																		
CDO補佐監(※3)																		
温暖化対策統括本部	49	1	1			4	5	18	2	16	28	14	7					21
デジタル統括本部	115	1	1			4	11	33	7	26	49	64	2					66
政 策 局	231	5	1	1	3	14	39	75	20	55	133	88	10					98
総 務 局	392	2	1	1		9	36	138	22	116	185	177	5	5	18		2	207
財 政 局	437	2	1	1		7	25	68	22	46	102	320	15					335
国 際 局	72	1	1			4	15	27	4	23	47	23	2					25
市 民 局	184	2	1		1	5	17	47	10	37	71	109	4					113
にぎわいスポーツ 文 化 局	153	1	1			7	23	52	7	45	83	65	5					70
経 済 局	238	2	1		1	6	23	57	13	44	88	126	18		6			150
こども青少年局	906	1	1			10	39	172	29	143	222	648	9	25	2			684
健 康 福 祉 局	741	2	1		1	11	42	188	38	150	243	453	14	26	5			498
医 療 局	457	2	1		1	14	42	129	22	107	187	106	111	50	3			270
環 境 創 造 局	1,355	2	1		1	12	70	180	41	139	264	215	755		121			1,091
資 源 循 環 局	1,866	1	1			7	41	108	22	86	157	233	198		1,278			1,709
建 築 局	531	1	1			10	33	96	23	73	140	82	309					391
都 市 整 備 局	385	3	1	1	1	14	39	112	27	85	168	78	139					217
道 路 局	401	1	1			6	25	74	14	60	106	114	181					295
港 湾 局	291	2	1	1		7	25	56	9	47	90	102	89		10			201
消 防 局	3,627	1	1			24	100	266	67	199	391	8		1			3,227	3,236
鶴 見 区	518	1	1			5	16	60	11	49	82	360	30	30	16			436
神 奈 川 区	420	2	1		1	3	14	54	6	48	73	274	35	23	15			347
西 区	293	1	1			5	14	50	7	43	70	170	21	18	14			223
中 区	469	2	1		1	3	17	69	12	57	91	305	37	22	14			378
南 区	454	1	1			4	15	57	10	47	77	313	25	24	15			377
港 南 区	426	2	1		1	3	16	52	10	42	73	285	28	23	17			353
保 土 ヶ 谷 区	412	2	1		1	3	14	51	10	41	70	276	27	22	17			342
旭 区	475	1	1			4	16	57	6	51	78	321	33	27	16			397
磯 子 区	355	1	1			4	14	47	9	38	66	227	26	21	15			289
金 沢 区	408	1	1			4	16	50	10	40	71	271	27	24	15			337
港 北 区	521	1	1			4	15	58	15	43	78	363	30	32	18			443
緑 区	368	1	1			4	15	49	11	38	69	240	24	19	16			299
青 葉 区	440	1	1			4	15	53	11	42	73	297	26	29	15			367
都 筑 区	391	1	1			4	16	51	8	43	72	250	27	24	18			319
戸 塚 区	442	1	1			4	15	55	9	46	75	291	34	27	15			367
栄 区	307	1	1			5	14	44	11	33	64	186	22	19	16			243
泉 区	324	1	1			4	15	46	7	39	66	205	22	19	12			258
瀬 谷 区	339	1	1			4	14	47	12	35	66	216	21	20	16			273
水 道 局	1,484	2	1		1	9	43	134	24	110	188	443	719	1	133			1,296
交 通 局	2,452	1	1			9	34	144	34	110	188	86	98	1	2,079			2,264
医療局病院経営本部	1,566	1	1			74	62	141	24	117	278	77	239	972				1,288
会 計 室	39	1	1			1	2	8		8	12	27						27
教育委員会事務局	802	1	1			14	60	103	26	77	178	439	11	1		173		624
教育委員会事務局(※4) (学校に勤務する職員)	16,809											592	95		1,001	15,121		16,809
選挙管理委員会事務局	17	1	1			1	2	4	2	2	8	9						9
人事委員会事務局	27	1	1			1	2	7	2	5	11	16						16
監 査 事 務 局	41	1	1			1	5	16	5	11	23	18						18
議 会 局	57	1	1			2	6	18	2	16	27	27			3			30

(※1～3)デジタル統括本部企画調整部担当部長が兼務。(※4)職種のみ分類。

行政改革

■行政イノベーションの推進 (行政マネジメント課)

職員への意識改革の必要性の浸透や、職員の意識のイノベーションのためのプロジェクトを立ち上げ、「意識」「思考」「行動」の変容を図り、職員の意識改革を推進します。また、DX等を契機としたBPR※による業務の精査・再構築に取り組みます。

歳出改革の一環として、評価制度を再構築し、施策目的と事業の関係性を評価する施策評価、客観的指標に基づき事業のプロセスを評価する事業評価に取り組んでいます。また、外部の視点を導入し、一般財源活用額上位100事業の自己分析に対する助言等を予算編成等に活用することや、行政サービスの水準を維持しながら経費の適正化等に取り組んでいます。

※BPR（ビジネスプロセスリエンジニアリング）：業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

■外郭団体の経営向上 (行政マネジメント課)

本市では、団体の中期的な経営目標を「協約」として定め、経営の向上に継続的に取り組む「協約マネジメントサイクル」を導入しています。

また、附属機関（横浜市外郭団体等経営向上委員会）による各団体の総合的な評価を行うなど、さらなる経営向上に向けた取組を進めています。

■文書管理（行政マネジメント課）

横浜市の全ての事業は、文書を作成し、その内容を判断した上で実施されます。そのため、作成、分類、保存、廃棄など文書事務が適正に実施されるよう、横浜市行政文書管理規則を中心とした諸規定を整備するとともに、分かりやすく、簡潔な行政文書の作成に取り組んでいます。

また、文書事務を電子化し管理する文書管理システム及び紙文書のライフサイクルを管理するファイル・書庫管理システムを運用し、文書事務の効率化・簡素化を図るとともに、ペーパーレスの推進について取組を進めています。

■市史資料等の保存活用（行政マネジメント課）

横浜市史資料室（横浜市中央図書館地下1階）にて、「横浜市史Ⅱ」の編集過程で収集した資料、横浜の空襲と戦災関連資料、横浜市の歴史的公文書を、公開準備の整った資料から順次公開（閲覧利用）しています。

危機管理対策

■自助意識の向上と共助の推進（地域防災課）

防災・減災の普及啓発

「広報よこはま」等の広報物や、ホームページ、テレビ・

ラジオ、防災フェア、本市の自助・共助の中核施設である横浜市民防災センターと連携した各種イベントなどを通じ、防災・減災の意識啓発を図っています。

防災・減災推進員の育成

地域防災活動の担い手となる「防災・減災推進員」を育成するとともに、自治会・町内会・マンション管理組合等を中心とした「町の防災組織」が行う研修や訓練等の防災活動に対してアドバイザー派遣や関係区局と連携した支援を実施する等、自助・共助の推進に向けた取組を進めています。

■地域防災力の強化（地域防災課）

地域防災拠点の整備・充実

市民の皆さんに身近な小・中学校等（459か所）を災害時の避難所として地域防災拠点に指定し、住民の避難生活・情報受伝達の拠点として、防災資機材、食料・飲料水、生活用品等を備蓄しています。

地域防災拠点には、地域・学校・行政等で構成された地域防災拠点運営委員会が設置されており、日ごろからの活動を促進し、発災時の円滑な救助・救出及び避難所として開設・運営に備える研修・訓練等に必要な活動経費の一部を助成しています。

自主防災組織への支援

防災資機材の購入や防災訓練の実施など、自主防災活動を実施している自治会・町内会・マンション管理組合等の「町の防災組織」を支援するために補助金を交付しています。

横浜防災ライセンスの推進

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を実施しています。受講者には、習得した知識や技術をそれぞれの地域での防災活動に役立てていただいています。

避難生活物資の確保

本市では、地震などによる大規模災害時に発生を想定している避難者及び帰宅困難者のための食料等を地域防災拠点、区役所、方面別備蓄庫などに備蓄しています。

なお、発災3日間は公的備蓄、家庭内備蓄を合わせて対応する計画としていることを踏まえ、地震発生時等には道路障害等により物資輸送が困難となり、一時的に被災市民の皆さんの食料等の不足を想定し、各家庭において1人3日分（できれば1週間分）の備蓄に取り組んでいただくよう呼びかけています。

広域避難場所

広域避難場所は、地震により発生した火災が延焼拡大した場合、その輻射熱や煙から市民の皆さんの生命・身体を守るために避難する場所として、112か所（令和4年度末時点）を指定しています。

風水害時の避難行動の促進

地域の危険性を把握できる「浸水ハザードマップ」の発行および「横浜市避難ナビ」アプリ等により、風水害時の一人ひとりの避難行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を促進しています。

■危機対処に係る計画の整備（防災企画課）

横浜市防災計画等の修正

地震対策の対象期間の延長及び減災目標の一部上方修正などに伴い、横浜市防災計画「震災対策編」を修正するとともに、市の行動計画「横浜市地震防災戦略」も期間を延長して引き続き推進することとし、令和5年4月から施行しました。また、横浜市防災計画「都市災害対策編」について海上漂流物対策の追加などに伴い修正し、同じく令和5年4月から施行しました。

■危機対処・防災訓練の実施（緊急対策課）

横浜市総合防災訓練

令和5年度の横浜市総合防災訓練は、港北区の新横浜公園（横浜国際総合競技場）第一駐車場を訓練会場として実施しました。

地元の自治会・町内会、事業所、自衛隊、警察、消防等各関係機関と連携し、地域防災力の向上及び発災時における災害対策本部の機能強化を目的として、災害対応訓練を実施しました。

横浜駅周辺混乱防止対策訓練

横浜駅は本市において、鉄道利用客や来街者が多く利用する主要ターミナル駅です。大規模地震等災害発生時には、駅の利用者等の混乱が予想されることから、横浜駅及びその周辺の事業所等と連携して、横浜駅周辺混乱防止対策訓練を実施しています。令和5年度は、鉄道、横浜駅西口・東口各事業者、警察と連携し、大規模地震発生時の駅周辺の混乱防止及び来街者の安全確保を目的とした情報受伝達等の訓練を実施しました。

「防災の日」防災訓練及び「防災とボランティアの日」防災訓練

9月の「防災の日」、1月の「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」において、本市防災計画「震災対策編」に基づく状況付与型の市災害対策本部運営訓練を自衛隊、海上保安庁、県警等と連携して実施し、災害対応力の強化を図っています。

■危機管理情報基盤の整備（緊急対策課）

繁華街安心カメラ

市民の皆さんをはじめ、国内外から多くの人々が訪れる市内都心部の主要繁華街5地区（横浜駅周辺、みなとみらい21地区、関内地区、関外地区及び新横浜駅周辺）において、人々が安心して過ごせるよう繁華街安心カメラを設置し、災害時の状況把握、緊急事態への対処、及び大規模イベント時における事件・事故の未然防止に活用しています。

防災情報通信システム

災害時において、応急対策等を支援する「防災行政用無線」、「危機管理システム」などの各種システムを運用・管理しています。

(1) 防災行政用無線

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

多重無線は区役所や防災関係機関等に固定局を設置し、無線統制局や中継局を経由して、無線電話、FAX等による一斉指令または個別通話等ができます。

デジタル移動無線は、地域防災拠点に半固定型の機器を設置しており、無線電話による個別通話やグループ通話等ができます。

全市移動無線及び地区移動無線には、基地局及び移動局があり、同一チャンネル間のグループ通話等ができます。

また、区役所や地域防災拠点等に防災スピーカーを設置し、緊急地震速報や津波警報などの災害情報を一斉に放送します。

(2) 危機管理システム

危機管理システムは、市危機管理室と各区役所、関係局をオンラインネットワークで結び、各種気象情報や地震情報等のほか、発災時の情報受伝達及び被害集計等を行うシステムで、迅速かつ的確な災害対策の実施を支援するものです。

(3) 被災者支援システム

被災者の迅速な生活再建を図るため、「被害認定調査」・「り災証明書発行」を正確かつ速やかに行うシステムを運用しています。

(4) 地震防災関連システム

災害対策本部の初動体制の確保や効率的な災害対策を図ることを目的として、地震発生後、速やかに市域内の地震情報をより確実に収集する強震計ネットワークや、被害情報の収集・被害推定を行うシステムを整備しています。

1) 「横浜市強震計ネットワーク」の運営

市内42か所に設置した地震計の情報から、速やかに市域内の震度を把握します。

2) 「横浜市地震情報（Jishin.net）」の活用

東京ガスのシステムを活用し、震度分布、液化化、建物被害の推定情報等を取得します。